

參考資料

1 京都府子育て支援条例

京都府では、子育て支援の推進に関する基本理念を定め、子育て支援に取り組む主体の責務及び役割を明らかにするとともに、子育て支援に関する総合的な施策を定め計画的に推進することにより、府民等が連携し、及び協働して、子育て家庭を支え、子育てに伴う喜びが実感できる社会を実現することを目指し、平成19年7月10日に京都府子育て支援条例を制定しました。

京 都 府 子 育 て 支 援 条 例

(平成19年7月10日公布 京都府条例第39号)

前文

次代の社会を担う子どもが、権利を尊重され、夢と希望を持ち、心身ともに健やかに育つことは、すべての人々の願いであり、そのため、子どもの権利が定められた児童の権利に関する条約や、現行法制の下で、子どもの福祉や教育等に関する様々な取組が行われている。

しかし、近年、核家族化や少子高齢化の進行などにより、人と人とのつながりが希薄化し、地域社会においては子どもを温かく見守る力が次第に弱まり、家庭においても養育や教育をする力の低下が見られ、児童虐待が増加するなど、子どもが心身ともに健やかに育つ環境が失われつつある。このことが、更なる少子化の進行とそれに伴う経済の停滞や地域社会の活力の低下など、将来に様々な影響を及ぼすことが懸念されている。それは、この京都においても同様である。

こうした状況において、子育て家庭の期待にこたえ、未来の京都を担う子どもの権利が尊重されるとともに、その最善の利益が考慮され、子どもが心身ともに健やかに育ち、自立することができるよう、子育て支援に取り組む主体が連携し、及び協働して、子育てを社会全体で支えることが必要である。そのために、生命の尊厳はもとより、子育ての意義や子育てにおいて家庭が果たす役割及び家族の絆の重要性について、すべての府民が認識を深め、地域社会における人と人との絆を再生して、子育て家庭の孤立化を防ぎ、子育てに伴う喜びを実感できる社会が実現されるよう子育て支援を推進していかなければならない。

このような認識の下に、子育て支援の推進に関する基本理念を定め、子育て支援に取り組む主体の責務及び役割を明らかにするとともに、それらの主体の一体となった取組により、子育て支援を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

(基本理念)

第1条 子育て支援は、家庭が子どもの育つ基盤であり、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するとの認識の下に、子どもが心身ともに健やかに育ち、自立することができるよう、子育て支援に取り組む主体の連携及び協働により、次に掲げる事項を基本として推進されなければならない。

- (1) 子どもを安心して生み、育てることのできる環境を整備し、子育て家庭を支援すること。
- (2) 地域社会の様々な場において、自主的かつ自立的な子育て支援の取組が促進されること。
- (3) 社会全体で子育て支援に取り組む意識の向上が図られること。

(府の責務)

第2条 府は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子育て支援に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、これを実施するものとする。

2 府は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、府民、学校等(学校、幼稚園、保育所その他の子どもの教育、保育、養護等を行うものをいう。以下同じ。)子育て支援団体(子育て支援の取組を行う団体をいう。以下同じ。)及び事業者(以下「府民等」という。)並びに市町村その他の関係機関等(以下「市町村等」とい

う。)と連携し、及び協働して取り組むものとする。

(保護者の責務)

第3条 父母その他の保護者は、基本理念にのっとり、自らが子育てについての第一義的責任を有することを認識し、子どもを心身ともに健やかに育てなければならない。

(府民の役割)

第4条 府民は、基本理念にのっとり、子育て支援に関する関心と理解を深めるよう努めるとともに、子育て支援の取組を積極的に行うよう努めるものとする。

2 府民は、府が実施する子育て支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(学校等の役割)

第5条 学校等は、基本理念にのっとり、子どもが集団での様々な活動を通じて、豊かな人間性とたくましく生きる力を備え成長することができるよう、子育て支援の積極的な取組に努めるとともに、府民、子育て支援団体及び事業者による子育て支援の取組に協力するよう努めるものとする。

2 学校等は、府が実施する子育て支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(子育て支援団体の役割)

第6条 子育て支援団体は、基本理念にのっとり、子育て支援の取組を積極的に行うよう努めるとともに、その活動を通じて、府民及び事業者の子育て支援に関する関心と理解を深めるよう努めるものとする。

2 子育て支援団体は、府が実施する子育て支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、その雇用する従業員の職業生活と家庭生活の両立が図られるよう必要な雇用環境の整備に努めるとともに、地域社会の一員として、子育て支援の取組を積極的に行うよう努めるものとする。

2 事業者は、府が実施する子育て支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(子育て支援基本計画)

第8条 知事は、子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画(以下「子育て支援基本計画」という。)を定めるものとする。

2 子育て支援基本計画は、子育て支援に関する施策の目標及び内容について定めるものとする。

3 知事は、子育て支援基本計画を定めるに当たっては、府民の意見を反映させるために必要な措置を講じるものとする。

4 知事は、子育て支援基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、子育て支援基本計画の変更について準用する。

6 知事は、毎年、子育て支援基本計画に基づく子育て支援に関する施策の実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

(推進体制の整備)

第9条 府は、府民等及び市町村等と連携し、及び協働して子育て支援を推進するための体制を整備するものとする。

第2章 子育て支援に関する施策

第1節 子育て家庭を支援する環境づくりのための施策

(相談体制の充実及び拠点の整備)

第10条 府は、市町村等と連携して子育てに関する相談に対応するため、相談体制の充実その他の必要な施策を実施するものとする。

2 府は、子育てにおいて家庭の果たす役割の重要性にかんがみ、家庭の問題に関し、総合的な支援を行うための拠点を整備するものとする。

(母子保健医療体制の充実等)

第11条 府は、安心して子どもを産み、育てることができる母子保健医療を推進する

体制を整備するため、母子保健サービスの提供に係る体制並びに妊産婦及び乳幼児に対し良質かつ適切な医療等が提供される体制の充実その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 府は、不妊治療を望む者に対し良質かつ適切な保健医療サービスが提供されるよう、不妊治療に係る情報提供、相談その他の必要な施策を実施するものとする。

(児童虐待の防止等の推進)

第12条 府は、児童虐待の防止等に関する対策を推進するため、相談体制の充実、市町村等との連携の促進その他の必要な施策を実施するものとする。

(経済的負担の軽減)

第13条 府は、子育てに伴う経済的負担の軽減を図るため、子どもの医療、教育、保育等に係る費用の負担の軽減その他の必要な施策を実施するものとする。

第2節 子育て支援に取り組む地域づくりのための施策

(子育て支援のための仕組みの整備の推進)

第14条 府は、府民等による子育て支援の取組が自主的かつ自立的に行われる仕組みの整備を推進するため、子育て支援の取組を行う府民等の相互の交流及び連携の促進、子育て支援の取組を担う人材の育成、子育て支援団体の活動への支援その他の必要な施策を実施するものとする。

(安心・安全の確保)

第15条 府は、子どもが安心・安全に生活することができるよう、子どもを犯罪、交通事故その他の危害から守るための府民等の活動への支援その他の必要な施策を実施するものとする。

(子育て支援の場の充実)

第16条 府は、子育て支援の場を充実させるため、多様な需要に応じた保育サービスの提供に対する支援、子育て家庭が相互に交流する機会の提供、子どもと他の世代が交流する機会の提供その他の必要な施策を実施するものとする。

(子どもの健やかな成長の促進)

第17条 府は、子どもの健やかな成長を促進するための活動が府民等により活発に実施されるよう、食育の推進、自然や文化芸術に親しむことができる機会の確保、スポーツの振興その他の必要な施策を実施するものとする。

第3節 子育て支援に関する意識づくりのための施策

(教育及び啓発)

第18条 府は、生命の尊厳、子育ての意義並びに子育てにおいて家庭が果たす役割及び家族の絆の重要性について府民の認識を深めるよう、必要な教育及び啓発を行うものとする。

- 2 府は、子育て支援に関する府民の関心と理解を深めるよう、必要な教育及び啓発を行うものとする。

(子育て支援に関する気運の醸成)

第19条 府は、子育て支援に関する気運を醸成するため、子育て支援に積極的に取り組む府民等の表彰制度の実施、情報提供その他の必要な施策を実施するものとする。

(事業者による雇用環境の整備の促進)

第20条 府は、事業者による子育て支援のための雇用環境の整備が促進されるよう、子育て支援に積極的に取り組む事業者の認証制度の実施、情報提供その他の必要な施策を実施するものとする。

第3章 雑則

(財政上の措置)

第21条 府は、子育て支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2 子育てで困ったときの相談窓口

母と子の保健相談

母と子の保健に関することは、保健所(京都市にお住まいの方は京都市の保健所、京都市内を除く京都府内にお住まいの方は府保健所及び市町村)へご相談ください。

保健所の母子保健担当(母と子の健康相談など)

保健所名 (管内市町村名)	母子保健 担当課名等	電話番号
乙訓保健所 (向日市・長岡京市・大山崎町)	保健室	075-933-1151
山城北保健所 (宇治市・城陽市・久御山町)	保健室	0774-21-2192
山城北保健所綴喜分室 (八幡市・京田辺市・井手町・宇治田原町)	保健室	0774-63-5745
山城南保健所 (山城町・木津町・加茂町・笠置町・和束町・精華町・南山城村)	保健室	0774-72-4300
南丹保健所 (亀岡市・南丹市・京丹波町)	保健室	0771-62-4751
中丹東保健所 (舞鶴市・綾部市)	保健室	0773-75-0805
中丹西保健所 (福知山市)	保健室	0773-22-6381
丹後保健所 (宮津市・京丹後市・与謝野町・伊根町)	保健室	0772-62-4312

京都市 保健所

保健所名	所在地	電話番号
北区役所保健部(北保健所)	京都市北区紫野西御所田町56	075-432-1454
上京区役所保健部(上京保健所)	京都市上京区堀川通上立売下北舟橋町866	075-432-3221
左京区役所保健部(左京保健所)	京都市左京区田中門前町1	075-781-5171
中京区役所保健部(中京保健所)	京都市中京区西堀川通御池下る西堀川町521	075-812-2593
東山区役所保健部(東山保健所)	京都市東山区清水5丁目130-6	075-561-9130
山科区役所保健部(山科保健所)	京都市山科区榎辻池尻町14-2	075-592-3479
下京区役所保健部(下京保健所)	京都市下京区西洞院通塩小路東上る東塩小路608-8	075-371-7265
南区役所保健部(南保健所)	京都市南区西九条南田町1-2	075-681-3540
右京区役所保健部(右京保健所)	京都市右京区太秦桂ヶ原町9-1	075-861-2179
右京区役所京北出張所(保健担当)	京都市右京区北周山町上寺田1-1 (元京北町役場)	0771-52-1816

西京区役所保健部（西京保健所）	京都市西京区桂良町1-2	075-392-5690
西京区役所洛西支所（西京保健所洛西支所）	京都市西京区大原野東境谷町2丁目1-2	075-332-9194
伏見区役所保健部（伏見保健所）	京都市伏見区鷹匠町33	075-611-1161
伏見区役所深草支所（伏見保健所深草支所）	京都市伏見区深草向畑町93-1	075-642-3101
伏見区役所醍醐支所（伏見保健所醍醐支所）	京都市伏見区醍醐大構町28	075-571-0003

市町村の母子保健担当課名等（母と子の健康相談など）

市町村名	担当課名等	電話番号
向日市	健康推進課	075-931-1111(代表)
長岡京市	健康推進課	075-955-9704
大山崎町	健康・児童推進室	075-956-2101(代表)
宇治市	保健推進課	0774-22-3141(代表)
城陽市	保健センター	0774-55-1111(代表)
久御山町	長寿健康課	075-631-9903、0774-45-3904
八幡市	健康推進課	075-983-1111(代表)
京田辺市	こども福祉課	0774-63-1122(代表)
井手町	保健センター	0774-82-3385
宇治田原町	保健センター	0774-88-6636
木津川町	健康推進課	0774-75-1219
笠置町	住民課	0743-95-2301(代表)
和束町	福祉課	0774-78-3001(代表)
精華町	衛生課	0774-95-1905
南山城村	保健福祉センター	0743-93-0101
亀岡市	保健センター	0771-25-5004
南丹市	健康課	0771-68-0016
京丹波町	健康福祉課	0771-82-1800
舞鶴市	保健センター	0773-65-0065
綾部市	保健福祉センター	0773-42-0111
福知山市	中央保健福祉センター	0773-23-2788
宮津市	保健センター	0772-22-7273
京丹後市	健康推進課	0772-69-0350
与謝野町	保健課	0772-43-1514
伊根町	保健センター	0772-32-3031

児童の福祉相談

養護、心身障害、育成、虐待などの児童の福祉に関することは、児童相談所及び市町村へご相談ください。

家庭支援総合センター（亀岡市・向日市・長岡京市・南丹市・乙訓郡・船井郡）
電話075-531-9600

南部家庭支援センター（宇治児童相談所）（宇治市・城陽市・八幡市・京田辺市・木津川市・久世郡・綴喜郡・相楽郡）
電話0774-44-3340

北部家庭支援センター（福知山児童相談所）（福知山市・舞鶴市・綾部市・宮津市・京丹後市・与謝郡）
電話0773-22-3623

京都市児童相談所（京都市）
電話075-801-2929

市町村の児童福祉担当課名等（保育所・児童福祉相談など）

市町村名	担当課名等	電話番号
向日市	子育て支援課	075-931-1111(代表)
長岡京市	こども福祉課	075-955-9518
大山崎町	福祉課	075-956-2101(代表)
宇治市	保育課	0774-20-8732
城陽市	子育て支援課	0774-56-4035
久御山町	学校教育課	075-631-9974
八幡市	保育・幼稚園課、子育て支援課	075-983-1111(代表)
京田辺市	こども福祉課	0774-64-1376
井手町	住民福祉課	0774-82-6164
宇治田原町	住民福祉課	0774-88-6611
木津川市	子育て支援課	0774-75-1212
笠置町	住民課	0743-95-2301(代表)
和束町	福祉課	0774-78-3001(代表)
精華町	児童育成課	0774-95-1917
南山城村	保健福祉課	0743-93-0101
亀岡市	こども福祉課	0771-25-5028
南丹市	子育て支援課	0771-68-0017
京丹波町	子育て支援課	0771-82-1394
舞鶴市	子ども育成課	0773-66-1009
綾部市	民生児童課	0773-42-3280
福知山市	子育て支援課	0773-24-7066
宮津市	健康福祉室	0772-22-2121(代表)
京丹後市	子ども未来課	0772-69-0340
与謝野町	福祉課	0772-43-1513
伊根町	住民生活課	0772-32-0504

保健所の児童福祉担当(保育所・児童福祉相談など)

保健所名(管内市町村名)	担当課名等	電話番号
乙訓保健所(向日市・長岡京市・大山崎町)	福祉室	075 -933 -1154
山城北保健所(宇治市・城陽市・久御山町・八幡市・京田辺市・井手町・宇治田原町)	福祉室	0774 -21 -2193
山城南保健所(山城町・木津町・加茂町・笠置町・和束町・精華町・南山城村)	福祉室	0774 -72 -0979
南丹保健所(亀岡市・南丹市・京丹波町)	福祉室	0771 -62 -0361
中丹東保健所(舞鶴市・綾部市)	福祉室	0773 -75 -0856
中丹西保健所(福知山市)	福祉室	0773 -22 -5766
丹後保健所(宮津市・京丹後市・与謝野町・伊根町)	福祉室	0772 -62 -4302

家庭児童相談室

専門の相談員が子どもに関する相談にお答えしています。
各市役所の家庭児童相談室へご相談ください。

市町村	所在地	電話
向日市	向日市寺戸町東野辺31 保健センター2階	075 -933 -1199(直通)
長岡京市	長岡京市開田3-3-36 福祉事務所こども福祉課	075 -953 -7710(直通)
宇治市	宇治市宇治里尻5-9 市民交流プラザゆめあじ	0774 -39 -9178(直通)
城陽市	城陽市寺田東ノ口16・17 福祉センター	0774 -56 -4026(直通)
八幡市	八幡市八幡園内75 福祉部子育て支援課	075 -983 -3148(直通)
京田辺市	京田辺市田辺80 こども福祉課	0774 -64 -1377(直通)
亀岡市	亀岡市安町野々神8 こども福祉課	0771 -25 -5027(直通)
綾部市	綾部市若竹町8-1 民生児童課	0773 -40 -1088(直通)
福知山市	福知山市内記13-1 子育て支援課	0773 -24 -7066(直通)
舞鶴市	舞鶴市北吸1044 こども総合相談センター	0773 -66 -2120(直通)
宮津市	宮津市字柳縄手345-1 健康福祉室	0772 -22 -2121
京丹後市	京丹後市大宮町口大野226 子ども未来課	0772 -69 -0340(直通)
南丹市	南丹市園部町小桜町47 子育て支援課	0771 -68 -0017(直通)
木津川市	木津川市木津南垣外110-9 子育て支援課	0774 -75 -1212(直通)

児童家庭支援センター

児童家庭支援センターは、児童福祉法に基づき児童養護施設に附設された子どもと家庭についての相談機関です。子育てに対する不安や心配、子ども自身の悩みについて、専門の職員(相談員、心理療法担当者)が対応します。

- ・一般相談：月曜日～金曜日 9時～17時
(センターへの来所での相談に応じます。)
 - ・電話相談：月曜日～金曜日 9時～17時
(緊急を要する相談は土日及び夜間も対応します。)
 - ・カウンセリング：月曜日～金曜日 要予約 専門の職員が対応します。
- 「中丹こども家庭センター」
舞鶴市泉源寺223(児童養護施設 舞鶴学園に附設) 電話 0773-62-1141
- 「山城こども家庭センターだいわ」
相楽郡精華町南稲八妻笛竹37(児童養護施設 京都大和の家に附設)
電話 0774-98-3846

小児救急電話相談

小児救急患者の保護者等が全国統一番号である【#8000】番に電話し、転送された医療機関の小児科担当看護師又は小児科医師が電話相談に対応する小児救急電話相談事業を実施しています。

発熱、打撲、嘔吐、けいれんなど夜間に子どものことが心配になった場合には、お気軽にご相談ください。

相談対象：府内に住む15歳未満の子ども及びその家族等

実施時期：年中無休

相談時間：午後7時～午後11時（準夜帯の4時間）

ただし、土曜日は午後3時～午後11時までの8時間

携帯電話及びダイヤル回線からかける場合は、075-661-5596に直接ダイヤルしてください。

笠置町及び南山城村の全域と西京区及び伏見区の一部地域は、電話の区域が隣接する他府県に所属しますので、075-661-5596に直接ダイヤルしてください。

地域子育て支援拠点

保育所や公共施設に設置されている地域子育て支援拠点で子育てに関する相談を受け付けています。

市町村	名称	所在地	電話番号
向日市	子育て支援センター「ひまわり」	向日市上植野町池田5-3 (向日市立第6保育所)	075-935-0267
	地域子育て支援センター「秋桜」	向日市寺戸町三ノ坪14 (向日市立第5保育所)	075-932-1819
	子育てセンター「すこやか」	向日市寺戸町東野辺31 (向日市保健センター)	075-932-7830
	子育て支援センター「さくら」	向日市向日町北山21 (向日市立第1保育所)	075-922-0004
長岡京市	地域子育て支援センター「エンゼル」	長岡京市関田3-3-2 (開田保育所)	075-953-7711
	地域子育て支援センター「たんぽぽ」	長岡京市野添2-2-3 (深田保育所)	075-955-6262
	つどいの広場事業「きんさんの会」	長岡京市奥海印寺坂ノ尻 2番地5(海印寺保育園)	075-954-5264
	おやこの広場「さくらんぼ」	長岡京市竹の台15-6	075-952-6388
大山崎町	子育て支援センター「ゆめほっぺ」	大山崎町字円明寺小字夏目26 (町立中央公民館内)	075-959-9050
宇治市	北部地域子育て支援センター	宇治市本幡赤塚15-1 (登り保育園)	0774-33-6201
	東部地域子育て支援センター	宇治市五ヶ庄二番割5-5 (なかよし保育園分園)	0774-32-5580
	地域子育て支援基幹センター	宇治市宇治里尻5-9 ゆめりあうじ3F	0774-39-9109
	西部地域子育て支援センター	宇治市小倉町西畑13 (小倉双葉園保育所)	0774-39-9209
	南部地域子育て支援センター	宇治市大久保町旦棕72-2 (同胞保育園)	0774-44-3692
	まきしまMove	宇治市榎島町本屋敷40-1グリ ニータウン榎島第2集会所	0774-20-8370
	りぼん	宇治市広野町西裏100 平和堂100番店2階	0774-44-2112
城陽市	地域子育て支援センター	城陽市寺田東ノ口51-5 (鴻ノ巣保育園)	0774-55-9260
久御山町	子育て支援センター「あいあいホール」	久御山町佐古内屋敷80-3	0774-41-2263

八幡市	子育て支援センター「あいあいポケット」	八幡市男山指月3-11 (播磨児童センター内)	075-983-8747
	第二子育て支援センター「そよかぜ」	八幡市八幡三反長10 (南ヶ丘第二保育園)	075-981-5009
京田辺市	地域子育て支援センター大住保育園	京田辺市大住下西野77 (大住保育園)	0774-62-1477
	地域子育て支援センター河原保育所	京田辺市河原神谷69(河原保育所)	0774-62-3511
	京田辺市子育てひろば”てふてふ”	京田辺市田辺久戸35-1	0774-62-3731
井手町	子育て支援センター	井手町井手玉ノ井48-2 (井手町立玉川保育所)	0774-82-2232
宇治田原町	地域子育て支援センター	宇治田原町郷之口紫坊39-1 (宇治田原町立保育所)	0774-88-6622
木津川市	山城子育て支援センター	木津川市山城町北河原古屋敷41-1(やましろ保育所)	0774-86-4843
	木津子育て支援センター	木津川市木津町木津清水123-2 (清水保育園)	0774-72-5543
	木津東部子育て支援センター	木津川市梅美台1-10 (梅美台保育園)	0774-71-8021
	加茂子育て支援センター	木津川市加茂町里西鳥口95 (いつみ保育所)	0774-76-2130
	つどいのひろば	木津川市相楽城西15番地 平和堂アル・プラザ木津2階	0774-73-0308
	かるがもひろば	木津川市州見台一丁目1-1 カーテンモール木津川1階	0774-71-0040
笠置町	笠置保育所	笠置町大字有市小字羽根田24	0743-95-2942
和束町	子育て支援センター	和束町大字中小字市場19 (和束保育園)	0774-78-2156
精華町	子育て支援センター	精華町大字下狛小字浄楽76, 77,78(こまだ保育所)	0774-98-4001
	さんりんしゃ	精華町南稲八妻小字砂留22-1 精華町地域福祉センター内	0774-98-3930
南山城村	子育て支援センター	南山城村大字北大河原小字中 谷12-52(南山城保育園)	0743-93-3720
亀岡市	太田保育園	亀岡市ひえ田野町太田竹ヶ花 20-1	0771-23-1139
	千代川保育園	亀岡市千代川町千原片ボコ15	0771-23-7911
	子育て支援センター	亀岡市余部町樋又61-1 ふれあいプラザ	0771-29-2710
	ゆりかごひろば	亀岡市千歳町千歳山ノ口37	080-3836-8990
南丹市	南丹市子育てすこやかセンター	南丹市園部町小桜町43	0771-68-0082
京丹波町	丹波子育て支援センター	京丹波町豊田シミ98 (上豊田保育所)	0771-82-2056
	瑞穂子育て支援センター	京丹波町和田大下42(みずほ 保育所)	0771-86-0574
	和知子育て支援センター	京丹波町大倉家田ノ上5-7 (わちエンジェル)	0771-84-1920
舞鶴市	まいづる子育て支援基幹センター	舞鶴市字余部下1167 (舞鶴市中総合会館内2階)	0773-62-0103
	さるなあと	舞鶴市字寺内90 (ルンビニ保育園)	0773-76-8333

	よちよち広場	舞鶴市字浜211 (昭光保育園)	0773-63-4821
	「親と子のひろば ほっと」	舞鶴市字浜421-1 舞鶴市女性センター	0773-62-1615
	西市民プラザ「親と子のひろば ひまわり」	舞鶴市字円満寺158-6	0773-77-0102
綾部市	地域子育て支援センター「クレヨンひろば」	綾部市青野町宮ノ前28 (せんたん苑保育園)	0773-43-2547
	中筋保育園	綾部市大島町外山田8-14	0773-42-1588
福知山市	福知山地域子育て支援センター	福知山市字東堀2074-2 (あゆみ保育園)	0773-22-1723
	三和地域子育て支援センター	福知山市三和町字岬654 (川合保育園)	0773-58-2884
	夜久野地域子育て支援センター	福知山市夜久野町字額田17-1 (下夜久野保育園)	0773-37-0189
	地域子育て支援ひろば「おひさまと風の子サロン」	福知山市中ノ1-14	0773-23-5722
宮津市	子育て支援センター	宮津市字小川893 (亀ヶ丘保育園)	0772-22-6134
	げんきっこひろば	宮津市字島崎2174-1 (島崎児童館)	0772-20-1670
京丹後市	網野地域子育て支援センター	京丹後市網野町字小浜133 (網野みなみ保育所)	0772-72-5794
	大宮地域子育て支援センター	京丹後市大宮町周枳167 (大宮南保育所)	0772-68-3088
	久美浜地域子育て支援センター	京丹後市久美浜町永留246-4 (こつりゅう保育所)	0772-84-0382
	丹後地域子育て支援センター	京丹後市丹後町間人300 (丹後保育所)	0772-75-2501
	峰山地域子育て支援センター	京丹後市峰山町杉谷283番地 (峰山保育所)	0772-62-8220
	弥栄地域子育て支援センター	京丹後市弥栄町溝谷3651-5 (溝谷集会施設)	0772-65-2028
与謝野町	野田川子育て支援センター	与謝野町字岩屋205 (岩屋保育所)	0772-42-6116
	岩滝子育て支援センター	与謝野町岩滝861-2	0772-46-2026
伊根町	地域子育て支援センター「ほれほれ」	伊根町字平田小字長子コ648-3 (伊根保育所)	0772-32-0103

子育てサポートセンター

保育所や私立幼稚園に設置され、その専門性を生かして子育てや教育相談を行っています。また、子育てサポート啓発や地域の子育て力向上のため地域団体と連携した保育の実施などを行っています。

市町村	保育所名
向日市	あひるが丘保育園
長岡京市	神足保育所・今里保育所・滝ノ町保育所・新田保育所・友岡保育園・ゆりかご保育園・きりしま保育園
大山崎町	大山崎町保育所・町立第2保育所・町立第3保育所
宇治市	三室戸保育園・ひいらぎ保育園・くりくま保育園・伊勢田保育園・南浦保育園・あさひ保育園・いずみ保育園・Hana花保育園

	北小倉こひつじ保育園
城陽市	久世保育園・清仁保育園・くぬぎ保育園・清心保育園・里の西保育園・しいの木保育園・寺田西保育園・久津川保育園・青谷保育園
八幡市	南ヶ丘保育園・有都保育園・みやこ保育園・くすのき保育園・わかたけ保育園・山鳩保育園・ぶどうの木保育園・みその保育園
京田辺市	三山木保育所・草内保育所・南山保育所・松井ヶ丘保育園・みみづく保育園
久御山町	御牧保育所・宮ノ後保育所
井手町	多賀保育園・いづみ保育園
木津川市	相楽保育園・木津川台保育園・南加茂台保育園
精華町	いけたに保育所・ひかりだい保育所・せいかだい保育所
亀岡市	本梅保育所・東本梅保育所・川東保育所・中部保育所・東部保育所・第六保育所・別院保育所・保津保育所・大井保育園・亀岡あゆみ保育園
南丹市	みやま保育所・城南保育所・八木中央保育所・日吉中央保育所
福知山市	下六人部保育園・天津保育園・上豊富保育園・福知山丹陽保育園・福知山保育所・ひまわり保育園・さつき保育園・一成保育園・土師保育園・コスモス保育園・三和保育園・上夜久野保育園・河守上保育園・わかば保育園・光保育園・みのり保育園
舞鶴市	東保育所・中保育所・東山保育園・相愛保育園・さくら保育園・永福保育園・八雲保育園・岡田保育園・タンポポハウス・西乳児保育所
綾部市	物部保育園・吉美保育園・豊里保育園・せんだん苑南保育園
宮津市	吉津保育園・府中保育所・みずほ保育園・たんぼぼ保育園
京丹後市	島津保育所・久美浜保育所・ゆうかり乳児保育所
与謝野町	加悦保育園・石川保育所

3 女性が抱えるさまざまな悩みに関する相談窓口

女性が抱えるさまざまな悩みに関する相談

男女共同参画センター

女性・労働相談 電話075-692-3437
専門相談（法律相談、フェミニストカウンセリング）
電話 075-692-3437（要予約）
チャレンジ相談 電話 075-692-3433（要予約）

妊娠出産・不妊に関する相談

妊娠出産・不妊ほっとコール（京都府立医科大学附属病院内）
電話075-253-6180（火・水・金・日、祝除く。午前9時から午後1時15分まで及び午後2時から午後4時まで）

女性の再就職に関する相談

京都ジョブパーク女性再就職コーナー（りすてっぷ）

電話075-692-3323 FAX075-692-3436 e-mail josei@kyoto-jobpark.jp

母子家庭の就業に関する相談

京都ジョブパーク母子コーナー（母子家庭等自立支援センター）

電話075-662-3773 FAX075-662-3770

家庭問題に関する相談

家庭支援総合センターや南部・北部家庭支援センターは、売春行為や離婚、家庭内不和など社会生活を営む上で困難な問題を抱える女性からの相談を受けています。また、家庭支援総合センターでは、必要に応じて一時保護を行い、当該女性の更生・援助を図るとともに、併設する婦人保護施設において、生活指導等を通じた自立支援を行っています。

家庭支援総合センター

電話(代表)：075-531-9600 (DV相談専用)：075-531-9910
電話相談：毎日 午前9時～午後8時
面接相談：月曜日～金曜日
午前9時～午後4時（祝日、年末年始を除く。要予約）

南部家庭支援センター(宇治児童相談所)

電話(代表)：0774-44-3340 (DV相談専用)：0774-43-9911
電話相談：平日 午前9時～午後5時(面接要予約)

北部家庭支援センター(福知山児童相談所)

電話(代表)：0773-22-3623 (DV相談専用)：0773-22-9911
電話相談：平日 午前9時～午後5時(面接要予約)